

農業委員会だより

発行日／令和4年1月1日 編集と発行／大和町農業委員会 大和町吉岡まほろば一丁目1番地の1
☎022(345)1119／メールアドレス nogyoi@town.taiwa.miyagi.jp



挑戦！水稲とねぎの複合経営

はるひ
高橋春陽さんは、昨年4月から就農し、水稲とねぎの複合経営を始めました。ねぎは、機械や道具がまだ揃っていないため、約5aの作付けでしたが、初めての収穫に嬉しさを噛み締めていました。
(関連記事5P)

●主な内容●

- * ご挨拶、表彰 2P
- * 農地の売買・貸借・転用について、担当地区紹介 3P
- * 農業委員会の活動概要 4P
- * **特集**「未来に輝け！認定新規就農者」 5P
- * 委員から一言 6P



新年のご挨拶

大和町農業委員会
会長 文屋 芳光

新年あけましておめでとうございます。皆様には、ご健勝にて輝かしい新年を迎えられたことと謹んでお慶び申し上げます。

昨年、当町農業委員会の赤間良一農業委員と谷田榮子農地利用最適化推進委員が、仙台地方農業委員会連合会会長表彰の栄に浴されました。農業委員会活動を理解し、尽力された功績によるもので、委員会としましても喜ばしい事でありました。

さて、令和2年から続く新型コロナウイルス感染症については、感染拡大と縮小を繰り返して、人々の生活に大きな影響を与えていま

す。農業におきましても農畜産物の需要低迷や販路の喪失を招いており、全国各地で進められているワクチン接種や感染症対策により、一刻も早く終息されま

す。農業におきましても農畜産物の需要低迷や販路の喪失を招いており、全国各地で進められているワクチン接種や感染症対策により、一刻も早く終息されま

す。農業におきましても農畜産物の需要低迷や販路の喪失を招いており、全国各地で進められているワクチン接種や感染症対策により、一刻も早く終息されま

本年も稲作にとっては、不安を抱えてのスタートではありますがありますが、私達農業者は、国土の貴重な資源である農地を守り、国民に安定的に食料を供給する立場にあります。収入保険やナラシ対策の発動、町からの支援等により、しっかりと頑張っていたたくよう願っております。

「コロナ禍によって顕著になりましたが、自然を相手に社会の動向に左右される「水田農業のあり方」が問われる時期に来ていると思

います。持続可能な農業、あるいはSDGsなどの言葉が声高に掲げられています



受賞おめでとう

ございました。

農業委員または農地利用最適化推進委員の職歴が通算9年以上あり、地域農業の振興に尽力されたことにより仙台地方農業委員会連合会会長から表彰状が送られました。

赤間 良一氏(宮 床)

(大和町農業委員)



谷田 榮子氏(落 合)

(大和町農地利用最適化推進委員)



農地の 売買 貸借 転用 は「許可」を受けてから

農地は、農業だけでなく国民への食糧供給や国土・環境保全の基盤でもあり、地域の人々によって維持・管理されている公共性の高い、貴重な資源です。

農家個人の財産であるとともに、国家国民の財産としての性質も持つので、優良農地の確保とその効率的な利用を図るために「農地法」という法律があります。

たとえ自己所有農地であっても、売買、貸借、転用したりする際は、事前に「農地法」に基づく手続きが必要で

農地の権利移転に関する手続きの概要 (申請前に必ず農業委員会にご相談ください)

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	備考
3条	農地を耕作目的で売買、貸借、贈与するとき	所有者および権利の移転を受ける者	大和町農業委員会会長	◆資産保有や投資目的による権利の取得は認められません。また、権利取得後の経営面積が50a以上になる必要があります。 ※後継者に譲る場合も、手続きが必要です。
4条	自分の農地を転用するとき	所有者	宮城県知事	◆農地の場所、目的によっては、転用が認められない場合があります。 ◆市街化区域内の農地を転用する場合は、事前に農業委員会へ届出が必要です。 ◆4haを超える農地転用は、農林水産大臣との協議が必要です。
5条	他人の農地を買って(借りて)、転用するとき	所有者および転用を行う者		

※どんなに小さな面積でも許可が必要です。(全手続き共通)

※相続などによって農地の権利を取得したときは、権利を取得したことを知ったときから、概ね10カ月以内に農業委員会に届出が必要です。(農地法3条の3)

利用権設定の 更新

利用権設定により賃貸借を結んでいる場合、存続期間の満了にあわせ更新手続きをする必要があります。手続きをしないと賃貸借が終了してしまうので、更新を希望する方は期間満了前に農業委員会事務局までお問い合わせください。

担当地区委員紹介

委員会では、担当地区委員を決めて活動を行っています。農地・農政全般について、お気軽にご相談ください。

地区	農業委員	農地利用最適化推進委員	担当地区				
吉岡	布川敬子 三浦ひろ子	藤原政由	柴崎志田町	吉岡南3区	吉岡まほろば		
		小林博志	上町中町	下町	城内3区		
宮床	赤間良一 熊谷千香子	石垣敏行	難波中野	新小路			
		浅野幸一	山田向原				
		熊谷貴幸	荒井前河原	石倉			
吉田	鶉橋祥幸 高橋淳	堀籠功	金取南	峯	清水高田		
		高橋久	麓上	麓下	金取北	沢渡	
		小川弘吉	八志田	反町上	反町中	反町下	
鶴巣	佐藤和彦 文屋芳光	板宮悦夫	下草北目	砂金沢	大崎		
		遠藤裕壽	幕柳太田	山田	小鶴沢		
		千葉太悦	鳥屋大平上	大平中	大平下		
落合	鈴木成一 残間洋	大内利勝	舞野上	舞野下	蒜袋	相川上	相川下
		谷田榮子	桧和田上	桧和田下	三ヶ内上	三ヶ内下	
		高橋亀美男	報恩寺	松坂	大角		

農業委員会の活動概要

農業委員会では、地域農業の推進のため、さまざまな委員会活動を行っています。その活動内容の一部をご紹介します。

委員会総会

大和町では、原則毎月25日に総会を開催し、皆様からの申請についての審議や農地、農業に関する事項について協議しています。

農地は、国民への食料供給の基盤であり、極めて公共性の高い貴重な資源なので、売買、貸借、転用などをするには申請が必要です。



農業委員会大会

県内の農業委員・農地利用最適化推進委員が一堂に会する宮城県農業委員会大会が令和3年11月11日に名取市文化会館で開催され、大和町農業委員会から16名が参加しました。

大会の目的は「現場の声」の積み上げや意識の統一を図ることであり、参加者は、「農業・農村の活性化」や「人・農地プラン」の実質化などについて、今後の委員会活動の方針を確認しました。

【令和2年度申請件数一覧】

項目	件数
農地法第3条	27件
農地法第4条	11件
農地法第5条	46件
その他	103件

【令和4年総会開催予定日】

月	総会	申請締切
1月	1/25	1/14
2月	2/25	2/15
3月	3/25	3/15
4月	4/25	4/15
5月	5/25	5/13
6月	6/27	6/15
7月	7/25	7/15
8月	8/25	8/15
9月	9/26	9/15
10月	10/25	10/14
11月	11/25	11/15
12月	12/20	12/9

日程は変更になることがあります。事前に事務局へご確認ください。



農業委員会の今後の活動を議論

農地の転用とは

農地（田・畑）および採草放牧地を住宅、車庫、駐車場、資材置場、工場、倉庫、店舗、道路、山林など、農地以外のものに用途を変更することです。資材置場、現場事務所、砂利採取場などとして一時的に利用する場合も転用となり、許可が必要です。

全国農業新聞を購読しよう！

全国農業新聞は、農業者の「経営と暮らしに役立つ」週刊の農業総合専門紙です。

タイムリーなニュースや企画を農業者の目線から、週刊紙ならではの密度でお届けします。農家の思いを伝え、農業・農村の「未来」をともに考えます。

発行日

毎月4回 金曜日

価格

月額 700円

申込方法

購読の申し込みは、農業委員会事務局へ



現状変更届を見直します

農地の現状変更届は、耕作条件の改善を目的として、6カ月以内に終了するような簡易な切土・盛土工事を届け出るものです。

昨年7月に発生した静岡県熱海市での土石流災害や土砂の崩落・流出を受けて、近隣住民の安全を確保するために見直すもので「面積」や「高さ」などへの制限を検討しています。

改正予定日

令和4年4月1日

改正内容については、広報たいわ・町HPでお知らせします。

未来に輝け！

認定新規就農者



手作業で皮むき



初出荷のねぎを手に嬉しさがにじむ

プロフィール

【氏名】高橋 春陽（鶴巣下草）

【年齢】21歳

【出身大学】宮城県農業大学校

大学卒業後、令和3年4月から祖父の農地で耕作を開始する。同年、水稲とねぎの複合経営で青年等就農計画の認定を受ける。ねぎの作付面積を拡張し、経営の安定を目指す。

就農しようと思ったきっかけ

高校で進路を考える時、祖父母が高齢になり農業を続けるのが大変になっていました。

自分も小さい頃から手伝っていたので、このまま廃れてしまうのももったいないと思ったのがきっかけです。

農業次世代人材投資資金の活用

学校の講義の中で、農業次世代人材投資資金について知り、役場で青年等就農計画や手続きについて教えてもらいました。

計画づくりは大変でしたが、初期投資に不安があったので、頑張りました。

現場とのギャップに驚き

実家はねぎを中心とした経営ではなかったたので機械がなく、土質も学校とは違い苦労しています。

今年は、知人から道具を借りて約5aを耕作していますが、規模拡大するならば機械の導入が必要です。

設備が整っていた学校との違いを痛感させられました。

今後の目標

当面は、ねぎの耕作面積を拡大することに力を入れます。

水稲とねぎの複合経営だと時期によっては手が空いてしまうので、ハウス栽培などを行い一年間しっかりと働けるようにしたいです。料理も好きなので、いつか加工品にも取り組みたいと思っています。

認定新規就農者って？

認定新規就農者とは、農業経営基盤強化促進法で定められた青年等就農計画が町に認められた人のことです。

認定されると次のような支援制度を活用できます。（各種要件があります）

農業次世代投資事業

就農直後（5年以内）の所得を確保する資金（最大年間150万円）

青年等就農資金

経営開始に必要な機械・施設の取得のための資金を無利子で貸付

他にも複数支援制度があります。詳細は、農林振興課（345-1119）までお問い合わせください。

農業者年金制度

見直し

新制度の年金が対象（平成14年1月以降の年金制度）

より多くの人がより長く、多様な形で働く社会に変化してきています。

長期化する高齢期の経済基盤の充実を図るため、農業者年金の制度が見直されました。今回はその一部をご紹介します。



主な変更内容

○令和4年1月1日～

35歳未満の若い農業者が、農業者年金に加入し易くするため、月額保険料が引き下げられます。

従来

2万円～6万7千円

変更後

1万円～6万7千円

○令和4年5月1日～

年金加入可能年齢が引き上げられます。

従来

60歳未満

変更後

65歳未満（国民年金の任意加入者に限る）

それぞれ要件がありますので、詳細については、農業委員会事務局、JA新みやぎにお問合せください。



農業委員として

鈴木 一成

大和町農業委員に就任して以来、農業に関する問題の深刻さを切に感じていま

す。

特に、遊休農地・荒廃農地については、さまざまな取り組みが打ち出されていますが、未だ有効な解決策は見いだせていません。

「今後の農業に未来はあるのだろうか？」という不安を胸の奥にしまい込み、引き続き大和町農業委員として、農業を取り巻く諸問題に対し真摯に向き合っていきたいと思えます。



農地利用最適化推進委員として

熊谷 貴幸

令和2年7月から農地利用最適化推進委員として活動し

てまいりました。

昨年の新型コロナウイルス感染拡大によるコメの需要減少そして米価の下落は農業経営にさまざまな影響を及ぼしており、以前から課題となっていた後継者不足などと相まって農家の不安と苛立ちが募るばかりです。

推進委員の活動を通して現場の意見を聞き、皆さんが安心して農業ができる環境を作れるよう努めてまいります。

編集後記

……………高橋 淳

昨年秋、一番の話題は米概算金の極端な下落だった。

作付け転換目標の達成で、米価は若干の低下で維持できるものと思っていただけにショックは大きかった。

平成26年の低米価が彷彿させられ、資材代や燃料代の高騰が身に重くのしかかる。

そんな中で、本号の特集であったように若い新規就農者がこの時とばかりに奮起、先を見据えた営農活動に従事することは大変心強いものがある。大いに期待したいものである。

《編集委員》

- 高橋 淳
- 藤原 政由
- 熊谷 貴幸
- 堀籠 功
- 佐藤 和彦
- 大内 利勝

